

令和 8 年度定期予防接種に関する契約条項

東大阪市（以下「発注者」という。）と申込者（以下「受注者」という。）とは、予防接種法第 5 条の規定に基づき発注者が実施すべき予防接種（以下「予防接種」という。）の業務の一部について、受注者で実施するにあたり、次の契約を締結する。

（委託業務）

- 第 1 条 受注者は、予防接種の実施にかかる発注者の要請に対し、受注者に所属する医師が協力する旨を承諾した場合には、接種対象者に対し医師のなすべき行為を実施するものとする。
- 2 前項に定める医師のなすべき行為とは、予診、接種、緊急時の措置及びその他の医学的判断を必要とする事項についての相談及び指導をいう。
- 3 受注者は、予防接種を実施するに際し、接種対象者が他の一般の受診者等から感染を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

（接種対象者）

- 第 2 条 本契約の各条項に基づき受注者が業務を実施する接種対象者は、被接種者の接種時の居住地が東大阪市内にある者とする。ただし、受注者の所在地が東大阪市の外の場合、東大阪市長の発行する「定期予防接種依頼書」を持参し東大阪市の認可を受けた者に限る。

（業務の責任者）

- 第 3 条 業務の責任者は受注者の代表者とする。

（予防接種の種類）

- 第 4 条 本契約でいう予防接種の種類及び使用するワクチンは別表 1 に定めるものとする。

（委託期間）

- 第 5 条 委託期間は、次の表に定めるとおりとする。

申込日	予防接種の種類	委託期間
令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 9 月 30 日	インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種以外	申 込 日から令和 9 年 3 月 31 日
	インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日
令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 9 年 1 月 31 日	インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種以外	申 込 日から令和 9 年 3 月 31 日
	インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種	申 込 日から令和 9 年 1 月 31 日
令和 9 年 2 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種以外	申 込 日から令和 9 年 3 月 31 日
	インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種	対 象 外

（委託料）

- 第 6 条 本契約に基づく予防接種の委託単価については、別表 2 に定めるものとする。また、成人用肺炎球菌予防接種、帯状疱疹予防接種、インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス予防接種については別表 2 に定める金額を被接種者自己負担額として受注者が徴収するものとする。ただし、生活保護（中国残留邦人支援給付）受給者については被保護証明書の提出があった場合、被接種者自己負担額を免除する。

（委託料の支払い）

- 第 7 条 前条に定める委託料について、受注者は実施を完了したものにつき、予防接種予診票保健所提出用を合わせて実施月の翌月 1 日から 10 日までに発注者に請求するものとし、予防接種予診票保健所提出用を発注者は請求のあった翌月末までに受注者に支払うものとする。生活保護（中国残留邦人支援給付）受給者の被接種者自己負担額を免除する場合、被保護証明書を合わせて提出するものとする。

（契約保証金）

- 第 8 条 契約保証金は東大阪市財務規則第 117 条第 3 号により免除とする。

（教育の実施）

- 第 9 条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上における作業従事者が遵守すべき事その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務履行者全員に対して実施しなければならない。

(健康被害に対する賠償責任)

- 第10条 発注者は接種に関して被接種者に損失が生じたときは、健康被害に対する救済処置を講じるとともに、その損失が接種を担当した受注者の故意・過失による場合においても、発注者において賠償責任を負担するものとする。受注者に故意または重大な過失のない限り、発注者は受注者に対して求償することはできない。
- 2 発注者は、受注者が被接種者からの損害賠償請求の訴えを提起された場合には、発注者は訴訟参加などによって受注者に全面的に協力するものとする。
- 3 事故が、受注者の責に帰するべからざる事由により生じたにもかかわらず、受注者がその事故に関連して業務上の不利益その他損失をこうむった場合、又はその恐れがある場合には、発注者は、その損失を補填し又は損失を防止するための適切な処置を講じるものとする。

(健康被害等調査委員会)

- 第11条 前条に定める諸措置については、東大阪市予防接種健康被害等調査委員会の審議に付し、その原因等の調査を行ない、その意見に基づいて処理するものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

- 第12条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、委託期間内に、債務の履行を怠ったときは、契約金額又は遅延部分に対する代価について、遅延日数に応じ、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を徴収することができる。

(発注者の催告による解除権)

- 第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な事由がなく契約を履行しないとき又は委託期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の履行について職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。
- (2) 第21条の規定に違反して代金債権を譲渡したとき。
- (3) 委託業務を履行することができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (9) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店もしくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (10) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (11) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (12) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

- (13) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (14) 受注者が、破産手続開始の決定を受け又は契約を締結する能力を有しない者となり若しくは居所不明となったとき。

(発注者の損害賠償請求等)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合で、受注者の責めに帰すべき事由であるときは、受注者は、契約金額の100分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないものとし、なお発注者に損害のあるときは、発注者は受注者にその賠償を請求することができる。

- (1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(遅延利息)

第16条 受注者が第12条の遅延損害金又は第15条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないうときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に定める割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者に生じた損害等)

第17条 この契約の履行に当たり、受注者に生じた損害又は受注者が第三者に及ぼした損害はすべて受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第18条 受注者は、委託業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了又は契約解除の後においても継続するものとする。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第19条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

(一括再委託の禁止)

第20条 乙は、委託業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務譲渡の禁止)

第21条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の管理)

第22条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を事務所内から持ち出さないこと。
- (2) 受注者は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (3) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (4) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

- (5) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報扱う作業を行わせないこと。

(報告)

第23条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第24条 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生報告)

第25条 受注者は事故が生じたときは、直ちに発注者に対して通知するとともに、遅延なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

(定めのない事項の処理)

第27条 本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈上生じた疑義については、発注者及び受注者は誠意をもってその都度協議するものとする。

令和8年4月1日

別表第1（第4条関係）

予防接種の種類	使用ワクチン
ロタウイルスワクチン(ロタリックス)	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン
ロタウイルスワクチン(ロタテック)	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
B型肝炎ワクチン	組換え沈降B型肝炎ワクチン
ヒブワクチン	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン
小児用肺炎球菌ワクチン	沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン
ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ ヒブ	1期（初回・追加） 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b型混合ワクチン 沈降精製百日せきジフテリア破傷風ワクチン 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド 2期 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド
急性灰白髄炎	不活化ポリオワクチン
BCG	乾燥BCGワクチン
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン
麻しん風しん混合	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン
麻しん	乾燥弱毒生麻しんワクチン
風しん	乾燥弱毒生風しんワクチン
子宮頸がん予防ワクチン	組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン
RSウイルス母子免疫ワクチン	組換えRSウイルスワクチン（妊婦への能動免疫により出生した 児のRSウイルス感染の予防に寄与するワクチンに限る）
成人用肺炎球菌ワクチン	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン
帯状疱疹	乾燥弱毒生水痘ワクチン 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン
インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン
新型コロナウイルスワクチン	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律（昭和35年法律第145号）」第14条の承認を受けたワク チン

※ただし、中河内相互乗り入れ予防接種実施協定に基づき実施する予防接種は除く。

別表第2（第6条関係）

予防接種種別	接種委託料	接種不可（予診のみ） 委託料	被接種者自己負担額
ロタウイルスワクチン （ロタリックス）	14,971円	4,026円	
ロタウイルスワクチン （ロタテック）	9,944円	4,026円	
B型肝炎ワクチン	6,644円	4,026円	
小児用肺炎球菌ワクチン	12,386円	4,026円	
ヒブワクチン	9,242円	4,026円	
五種混合（DPT-IPV-Hib）ワクチン1期	20,361円	4,026円	
三種混合（DPT）1期	9,636円	4,026円	
二種混合（DT）1期	6,996円	4,026円	
二種混合（DT）2期	6,171円	3,201円	
急性灰白髄炎	10,296円	4,026円	
BCG	11,451円	4,026円	
水痘	9,251円	4,026円	
日本脳炎1期	7,876円	4,026円	
日本脳炎2期	7,051円	3,201円	
麻しん風しん混合1期	10,956円	4,026円	
麻しん風しん混合2期	10,956円	4,026円	
麻しん	7,414円	4,026円	
風しん	7,414円	4,026円	
子宮頸がん予防ワクチン シルガード9	28,556円	3,201円	
RSウイルス母子免疫ワクチン	29,766円	3,201円	
成人用肺炎球菌ワクチン （一般）	7,391円	3,531円	4,500円
成人用肺炎球菌ワクチン （生活保護受給者等）	11,891円	3,531円	0円
帯状疱疹ワクチン ビケン （一般）	4,860円	3,531円	4,000円
帯状疱疹ワクチン ビケン （生活保護受給者等）	8,860円	3,531円	0円

帯状疱疹ワクチン シングリックス (一般)	12,060円	3,531円	10,000円
帯状疱疹ワクチン シングリックス (生活保護受給者等)	22,060円	3,531円	0円
インフルエンザ (一般)	4,456円	3,531円	1,000円
インフルエンザ (生活保護受給者等)	5,456円	3,531円	0円
新型コロナワクチン (一般)	12,600円	3,531円	3,000円
新型コロナワクチン (生活保護受給者等)	15,600円	3,531円	0円